

栗東市就労支援事業推進会議設置要綱（改正案）

資料 7

（目的）

第1条 就労に際し様々な困難な課題を抱える人々を、各種関係機関が連携しながら支援し、一人ひとりが自立・就労するための「栗東市就労支援ガイドライン」に基づく就労支援事業を円滑に支援し、本市の就労対策を総合的に推進するため「栗東市就労支援事業推進会議」を設置する。

（組織）

第2条 栗東市就労支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に議長を置き、商工観光労政課長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるときまたは欠けたときは、議長があらかじめ指定した委員が議長の職務を代理する。
- 4 推進会議の議題となった案件について、必要があると認めたときは、関係機関の担当者を協力者として、会議に出席を求められるものとする。
- 5 会議には、委員のほかにオブザーバーを招集することができる。

（職務）

第3条 推進会議は次の職務を行うものとする。

- (1) 就労支援事業の推進に関する関係機関との連携
- (2) 就労支援事業や施策などの企画・立案・調整
- (3) その他就労施策事業の推進、課題研究に関するここと

（個別ケース会議）

第4条 推進会議は、具体的な個別ケースによる検討課題を研究し、またその解決を行うことを目的とするため、専門的に協議等を行う個別ケース会議（以下「ケース会議」という。）を設置する。

- 2 ケース会議は、個別ケースの事情に応じて、その目的を達成するために別表2に掲げる必要な関係部署の職員並びに関係機関の職員をもって構成し、その協議を行う。
- 3 ケース会議に座長を置き、商工観光労政課労政・就労係長が充たる。座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長が指名するものをもってその職務を代理する。
- 4 前項に定めるもののほか、その目的を達成するために、座長が必要と認める関係機関の担当者を協力者として、ケース会議に出席を求めるものとする。
- 5 ケースを専門的に分析し、また研究するために必要な専門機関の職員をオブザーバーとして招集するものとする。
- 6 相談者並びに家族の同意があれば、ケース会議に当事者の出席を求めるものとする。

（庶務）

第5条 推進会議および、ケース会議の庶務は、商工観光労政課において処理する。

(情報管理)

第6条 ケース会議を始め、情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」並びに「栗東市個人情報保護条例」を遵守するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成18年11月27日から施行する。

この要綱は、平成19年11月27日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表 1

栗東市 人権擁護課長
栗東市 人権擁護課（コミュニティセンター治田西）
栗東市 ひだまりの家所長
栗東市 社会福祉課長
栗東市 障がい福祉課長
栗東市 子育て支援課長
栗東市 学校教育課長
栗東市 自治振興課長
栗東市 少年センター所長
栗東市 発達支援課長

別表 2

商工観光労政課就労支援担当職員
商工観光労政課就労支援相談員
以下ケース案件、課題解決に向けて必要な市関係部署の職員
並びに関係の専門機関及び関係団体の構成員
以下、ケースの条件に応じて必要な専門員
その他座長が指名する者